浜松市地域防災計画の修正(案) について

1 主な修正内容

(1) 静岡県地域防災計画の修正に伴う修正

①大規模氾濫減災協議会等の活用について追記 [P2]

②「避難勧告等に関するガイドライン」改訂をふまえた修正 [P3]

③被災者生活再建支援体制の充実について追記 [P4]

(2) 市独自の修正

①南海トラフ地震臨時情報への市の対応について

[P5~10]

②平成30年台風第24号による教訓を踏まえた停電時の体制について追記 [P11]

2 浜松市地域防災計画の構成 ※ゴシック体部分は今回の修正(案)該当箇所

総則

風水害等対策編

第1章 災害予防計画

…県①、県②、県③

- 第2章 災害応急対策計画
- 第3章 災害復旧計画

地震·津波対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画

第4章 地震・津波警戒対策計画 …市①

- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 復旧・復興対策計画

大規模事故対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 道路事故対策計画
- 第3章 鉄道事故対策計画
- 第4章 海上事故対策計画
- 第5章 航空事故対策計画
- 第6章 大規模火災対策計画
- 第7章 危険物事故対策計画
- 第8章 不発弾等の発掘及び処理対策計画

第9章 大規模停電事故対策計画 …市②

風水害等対策編

- 第1章 災害予防計画(災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している)
 - 第3節 治水計画(市内の河川状況や治水対策を記載している)

(修正の概要) 県① 大規模氾濫減災協議会の活用について追記

平成27年の関東・東北豪雨を受け、平成29年の水防法の一部改正において洪水氾濫による被害を軽減するための対策を推進する「大規模氾濫減災協議会」制度が創設された(別紙1)。この協議会を活用した連携体制の構築について静岡県地域防災計画において明記されたことから、市でも明記する。

ΙĦ	新
2 ダムの管理	2 ダムの管理
(略)	(略)
(新設)	3 連携体制の構築
	○ 水災については、国土交通省、県及び市町等
	が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減
	<u>するためのハード・ソフト対策を総合的かつ</u>
	一体的に推進することを目的とした「大規模
	<u>氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市、</u>
	河川管理者、水防管理者等の多様な関係者
	で、密接な連携体制を構築するものとする。

第 11 節 住民の避難誘導体制 (適切な避難行動のための市や住民の実施事項を記載している)

(修正の概要) 県② 「避難勧告等に関するガイドライン」改訂をふまえた修正

平成30年7月豪雨を受け、平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、市町村は5段階の「警戒レベル」を用いた避難勧告等の発令(別紙2)を行うこととなり、あわせて市民の自発的な避難行動について明記された。このことについて静岡県地域防災計画が修正されたことから、市でも修正する。

ſΕ

○ 市は、避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ、避難勧告、避難指示(緊急)を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、勧告等の伝達文の内容を危険の切迫性に応じて工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(略)

1 避難誘導体制の概要

○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。

(略)

- 区(区長)は、市に避難勧告等の発令の暇が ない場合は、市に代わって勧告等の発令<u>及び</u> 指示を行う。
- 自主防災隊は、地域の警戒や避難勧告<u>・指示</u>の伝達・避難誘導を行うため、平常時より防災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点検・ 把握、避難計画及び台帳の作成等に努める。

(略)

○ 市民は、平常時より、ハザードマップ等を活用して地域の危険性を把握し、避難行動に備えるよう努める。

(新設)

新

 ○ 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難 勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の 発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を 支援する。また、避難勧告等の伝達文に5 段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性 に応じて内容を工夫するなど住民の積極 的な避難行動の喚起に努める

(略)

1 避難誘導体制の概要

 ○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、 土砂災害等の災害事象の特性、収集できる 情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準 備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指 示(緊急)、災害発生情報などの判断基準、 伝達方法を示すマニュアルを作成する。

(略)

- 区(区長)は、市に避難勧告等の発令の暇がない場合は、市に代わって<u>避難</u>勧告等の発令を行う。
- 自主防災隊は、地域の警戒や避難勧告等の 伝達・避難誘導を行うため、平常時より防 災知識の普及、防災訓練、危険箇所の点 検・把握、避難計画及び台帳の作成等に努 める。

(略)

- 市民は、平常時より、ハザードマップ等を 活用して地域の危険性を把握し、避難行動 に備えるよう努める。
- 市民は、避難勧告等が発令されていなくて も、「自らの命は自らが守る」という考え 方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確 認し避難の必要性を判断するとともに、身

<u>の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難</u> <u>する。</u>

(新設) 第21節 被災者生活再建支援に関する計画

(修正の概要) 県③ 被災者生活再建支援体制の充実について追記

近年の災害における被災者への支援の重要性を鑑み、被災者の生活再建を支援し、迅速な復旧・ 復興を行うため、り災証明書交付に必要な体制整備の推進等について静岡県地域防災計画において 明記された。このことから、市でも明記する。

旧		新
(新設)		
	区分	<u>内 容</u>
	実施体	・市は、災害時にり災証明書の交
	制の整	付が遅滞なく行われるよう、住家
	<u>備</u>	被害の調査やり災証明書の交付
		の担当部局を定め、以下の事項を
		計画的に進めるなど、り災証明書
		の交付に必要な業務の実施体制
		の整備に努めるものとする。
		①住家被害の調査及びり災証明
		書交付の訓練
		②応援協定の締結
		③応援の受け入れ体制の構築
	システ	・市は、住家被害の調査及びり災
	<u>ムの活</u>	証明書交付を効率的に実施する
	<u>用</u>	ため、当該業務を支援するシステ
		<u>ムの活用について検討するもの</u>
		<u>とする。</u>

地震・津波対策編

第4章 地震・津波警戒対策計画(市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を記載している)

第 18 節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について(南海トラフ地震臨時情報への市の対応の概要を記載している)

(修正の概要) 市① 南海トラフ地震臨時情報への対応について追記

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表に係る住民の避難行動等に関する対応について、静岡県から市町地域防災計画雛形案が示されたことから、追記する。(別紙3)

7

第 18 節 南海トラフ地震<u>に対する新たな防災対応</u> が定められるまでの間の暫定的な対応について

○ 南海トラフ地震に関連する情報発表時の新た な防災対応が定められるまでの間の暫定的な 対応の概要について定める。

- 第 18 節 南海トラフ地震<u>臨時情報への市の</u>対応に ついて
- ○国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。
- 市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて 防災対応の詳細を検討し、地域防災計画または その他の計画に位置付けるものとする。

≪「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の市が実施する防災対応等について≫

発表される	参集体制	<u>実施事項</u>
情報の種別		
① 南海トラ	事前配備体	① 情報収集、広
<u>フ沿いの</u>	制(情報収	<u>報</u>
大規模な	<u>集)</u>	② 各部、各区等
地震と関	【「東海地震	への情報伝達
<u>連するか</u>	調査情報」	
<u>どうか調</u>	<u>(臨時)発表</u>	
査を開始	時の参集要	
<u>した旨の</u>	<u>員】</u>	
<u>臨時情報</u>		
<u>発表時</u>		
② 南海トラ	災害対策本	① 今後の対応方
<u>フ沿いの</u>	部体制(第1	<u>針の検討</u>
大規模な	次非常配備)	<u>・市民への呼び</u>

(削除)

<u>地震発生</u>	【東海地震	<u>かけ(広報)</u>
の可能性	<u>注意情報発</u>	_ ・重要施設等の
が平常時	表時の参集	<u>点検</u>
<u>に比べ相</u>	<u>要員】</u>	・地震発生後の
対的に高		応急対策の確
<u>まったと</u>		<u>認 等</u>
<u>評価され</u>		※状況に応じて
<u>た旨の臨</u>		<u>市地域防災計</u>
<u>時情報発</u>		画にある東海
<u>表時</u>		<u>地震注意情報</u>
		発表時に準じ
		<u>た対応をとる</u>

○ 「南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性 が相対的に高まった状態ではなくなったと評 価された場合」として(臨時)の情報が発表 された場合には平常業務体制に移行する。

(新設)

≪南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫

- 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等
 - O 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の 市の防災対応の概要について定める。

<u>発表される</u>	<u>体制</u>	主な業務
臨時情報の		
<u>種別</u>		
南海トラフ	情報収集体	・情報収集、広報
<u>地震臨時情</u>	<u>制</u>	・各部、各区等へ
報(調査中)		の情報伝達
<u>発表時</u>		

≪南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置≫

- <u>1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の</u> 伝達等、災害対策本部等の設置等
 - 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の市の防災対応の概要について定める。

発表される	<u>体制</u>	<u>主な業務</u>
<u>臨時情報の</u>		
<u>種別</u>		
南海トラフ	災害対策連	・市民への広報
地震臨時情	絡室体制又	・各部、各区等へ
報(巨大地震	は災害対策	の情報伝達
<u>警戒)発表時</u>	<u>本部体制</u>	<u>・必要な事業を継</u>
		<u>続するための</u>
		<u>措置</u>
		<u>・日頃からの備え</u>
		の再確認
		- 施設及び設備等
		<u>の点検</u>
		<u>・地震に備えて普</u>
		段以上に警戒
		<u>する措置</u>
		<u>· 防災対応実施要</u>
		<u>員の確保</u>
		- 職員等の安全確
		<u>保</u>
		- 県との情報共有

2 避難対策等

- 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域(以下、「事前避難対象地域」という)の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。
- なお、計画は津波避難施設の整備状況及び被害想定の実施等を踏まえ、見直していくものとし、事前避難対象地域については、防潮堤整備効果を踏まえた津波浸水想定をもとに設定していくものとする。
 - (1)地域住民等の避難行動等

基本方針	・市が津波避難施設等の整備状況や
	避難訓練等の実施状況等の地域
	<u>の特性を踏まえて定めた事前避</u>
	難対象地域内の住民等に対して、
	市長は、後発地震に備え1週間避
	<u>難を継続するよう呼びかけるも</u>
	<u>のとする。</u>
事前避難	・市は、津波による被害の発生が予
対象地域	想される地区等を参考に以下の
<u>の設定</u>	地域を明示するものとする。
	• 住民事前避難対象地域
	事前避難対象地域のうち、全て
	の住民等が後発地震の発生に
	備え1週間避難を継続すべき
	<u>地域</u>
	• 高齢者等事前避難対象地域
	事前避難対象地域のうち、要配
	<u>慮者に限り後発地震に備え1</u>
	<u>週間避難を継続すべき地域</u>
	・なお、事前避難対象地域が定まる
	までの間、市は、浜松市津波避難
	計画に定める地域を暫定的に位
	置付けるものとする。
勧告等の	・市長は、国から指示が発せられた
<u>基準</u>	後、事前避難対象地域内の住民
	等に対して、以下のとおり避難の
	勧告等を行うものとする。
	· 住民事前避難対象地域
	<u>避難勧告</u>
	· 高齢者等事前避難対象地域
	避難準備・高齢者等避難開始
	・なお、市は、避難の勧告等を発表
	<u>する地区等について、あらかじめ</u>
	<u>定めるものとする。</u>
勧告等の	・市長は、避難の勧告等をしたとき
<u>伝達方法</u>	<u>は直ちに勧告等が出された地域</u>
	の住民等に対して、同報無線等に
	<u>より広報し、その旨の周知徹底</u>
	<u>を図る。</u>

避難に関	・避難に関しての平時からの周知事
<u>しての平</u>	<u>項</u>
<u>時からの</u>	① 事前避難対象地域の地区名等
周知事項	② 家具の固定、備蓄物資の確認、
	非常持出品の確認等の日頃か
	らの備えの再確認
	③ 安全な避難場所・避難経路等
	<u>の確認</u>
	④ 避難行動における注意事項
	・臨時情報は、極めて稀な状況で
	<u>発表されるものであり、社会</u>
	が混乱することなく防災対応
	を行うためには、住民等が、事
	前に南海トラフ地震臨時情報
	そのものを理解している必要
	<u>がある。</u>
	<u>・このため、市は、あらゆる機会</u>
	<u>を捉え、南海トラフ地震臨時</u>
	情報の内容や情報が発表され
	た場合にとるべき対応につい
	て広報に努め、住民等が正しく
	<u>理解し、あらかじめ検討した</u>
	<u>対応を確実に実施できるよう</u>
	<u>努める。</u>
避難計画	・市は、後発地震に備えて避難を呼
<u>の作成</u>	びかける地域の住民等が一定期
	間避難生活する避難所の選定等
	<u>の避難実施に係る計画をあらか</u>
	<u>じめ定めるものとする。</u>
	世がらの周知事項

(2)避難所の運営

・避難先は、避難を継続する住民の 基本方針 知人宅等を基本とすることから、 市は、知人宅等への避難が困難な 住民等のために、あらかじめ定め た施設に避難所を設置するもの とする。 ・市は、住民等と避難実施の具体的 な方法などについて、あらかじめ <u>検討するものとする。</u>

避難所の ① 避難生活者 設置及び ・事前避難対象地域の住民等のう 避難生活 ち、知人宅等への避難が困難な 住民等とする。 ② 設置場所 ・市があらかじめ検討し、定めた 施設に設置するものとする。 ③ 設置期間 ・国が「南海トラフ地震防災対策 推進基本計画」において、後発 地震に備え避難を継続すべき <u>とした1週間とする。</u> ④ 避難所の運営 ・避難者が自ら行うことを基本と し、市は、あらかじめ避難所を 運営する際の体制や役割の検 討に努めるものとする。 ≪南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発 表された場合における災害応急対策に係る措置≫ 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の 伝達、体制の設置 〇 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発 表時の市の防災対応の概要について定める。 発表される 主な業務 体制 臨時情報の 種別 <u>南海トラフ</u> 災害対策準 ・市民への広報

・各部、各区等へ

の情報伝達

<u>・日頃からの備え</u> の再確認

・県との情報共有

地震臨時情

報(巨大地震) 注意) 発表時

備室体制

大規模事故対策編

第9章 大規模停電事故対策計画 (大規模停電事故発生時の市及び防災関係機関等の実施事項を記載している)

第3節 災害応急対策計画等(大規模停電事故が発生した場合の災害応急対策を記載している)

(修正の概要) 市② 大規模停電時における市の体制移行の判断基準等について追記

平成30年台風第24号に伴う停電被害において、市の組織的な対応に遅れが生じたことを受け、 市の体制移行の判断基準等について定めた(別紙4)ことから、追記する。

旧	新	
(略)	(略)	
○ 事故の状況に応じて、事前配備職員の参集或い	(削除)	
は職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策		
本部の設置など、必要な体制をとる。		
1 情報の収集・伝達	1 情報の収集・伝達	
(略)	(略)	
(新設)	2 市の応急体制	
	○ 事故の状況に応じて、事前配備職員の参集	
	<u>或いは職員の増員、災害対策連絡室体制の</u>	
	確立、災害対策本部の設置など、必要な体	
	<u>制をとる。</u>	
	≪停電の規模による体制及び基準≫	
	<u>体制</u> <u>基準</u>	
	災害対策 市内において180,000戸以上の	
	連絡室体 停電が発生した場合を1つの	
	<u>制</u> <u>目安とする。</u>	
2 事業者の応急体制	3 事業者の応急体制	
(略)	(略)	